

10月4日

者申請
新設施設の障害

社会福祉法人「上州水土會」(富岡市後賀、金谷透代表)が、知的障害者施設の新設で補助金申請した際、県から本来不要な「地元住民の同意書」の提出を求められていた問題で、県は3日までに、

同法人に「同意書は不要」と通知、先の指示を撤回したことが明らかになった。県は「厚生労働省から同法人に「同意書は不要」と通知されたことから、同法人は新設施設の認可申請を行った」と説明している。

助金が支給され、施設新設が認められる。県障害政策課によると、今年7月、県に同意書の提出を直接指示したのは厚生労働省の出先機関である関東信越厚生局。同局の指示を受けた県が、

県「同意書不要」と通知

国と県から補助金支給へ

同法人に伝えたという。一方、同省では「障害者差別につながりかねない」として5年以上前にう同意書の提出を申請条件から外していた。9月29日に、同省障害福祉課から「同意書は不要」という注意があつたという。県は「今後の円滑な運営のためにも住民との関係調整を進めたい」としている。

【鈴木數子】